



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

## ○ 規則

- \*65 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第65号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(平成29年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)		
区分	事務	情報	区分	事務	情報
1 条 例別 表第 2の 1の 項(2) に規 定す る規 則で 定め る事 務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)に規定する事務(生活保護実施関係情報(命令第15条第1号ロに規定する生活保護実施関係情報をいう。以下こ	当該事務の区分に応じて命令で定められた者に係る外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(次表において「外国人生活保護実施関係情報」という。)	1 条 例別 表第 2の 1の 項(2) に規 定す る規 則で 定め る事 務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「府省令」という。)各条に規定する事務(生活保護実施関係情報(府省令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報をいう。以下こ	当該事務の区分に応じて府省令で定められた者に係る外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(次表において「外国人生活保護実施関係情報」という。)

	の表及び次表において同じ。)の提供を受ける事務に限る。)であって知事が処理するもの	
略	略	略

	の表及び次表において同じ。)の提供を受ける事務に限る。)であって知事が処理するもの	
略	略	略

別表第3 (第3条関係)

区分	事務	情報
略	略	略
2 条例別表第3の2の項(2)に規定する規則で定める事務	命令に規定する事務(生活保護実施関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって知事が処理するもの	当該事務の区分に応じて命令で定められた者に係る外国人生活保護実施関係情報

別表第3 (第3条関係)

区分	事務	情報
略	略	略
2 条例別表第3の2の項(2)に規定する規則で定める事務	府省令各条に規定する事務(生活保護実施関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって知事が処理するもの	当該事務の区分に応じて府省令で定められた者に係る外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。